

平成 25 年度大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 25 年 9 月 27 日 (金)

9 : 4 5 ~ 1 1 : 4 5

於：此花会館

3 階 大ホール

平成 25 年度 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) その他
4. 閉会

○中尾係長（司会）

ただ今から「平成 25 年度の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催致します。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制担当の中尾でございます。よろしくお願い致します。

傍聴者の皆様には、あらかじめご説明致しました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきます様、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本日は有識者の方々をはじめ皆様方にはご多忙のところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議ですが、近畿の各自治体では、5月から10月末まで「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取り組みを実施しており、会議は原則「ノーネクタイ、ノー上着」で開催させていただきますのでご了承お願い致します。

はじめに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の柴田からご挨拶をさせていただきます。

○柴田部長（大阪市）

皆様おはようございます。大阪市環境局環境管理部長の柴田でございます。平素は本市環境行政、各般にわたりましてご理解、ご協力賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

本日は、平成 25 年度大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会に際しまして、外部有識者の皆様、関係者の皆様には、大変お忙しい中、本部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、環境省から塚本産業廃棄物課長並びに鈴木課長補佐にご出席をいただいております。併せてお礼を申し上げます。

まず、本部会につきましては、これまで、大阪市が開催運営してまいりました大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視会議にかわりまして、今年度から近畿県の関係府県市が連携協力し、近畿 2 府 4 県で唯一の高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設である日本環境安全事業株式会社大阪事業所、通称 JESCO 大阪事業所の処理事業を適正かつ安全に推進するため、近畿 2 府 4 県及び 13 政令市により構成されます、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に新たに大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を設置し、開催運営を行っていくこととなりました。部会設立にあたりまして、皆様から多大なご協力いただきましてこの場をお借り致しまして厚くお礼申し上げます。

さて、JESCO 大阪事業所におけます PCB 廃棄物の処理につきましては、平成 18 年 10 月からその処理を開始し、約 7 年が経過しようとしておりますが、これまでの関係者の皆様のご理解とご協力によりまして概ね順調に、近畿 2 府 4 県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が進められてきたところであります。

しかしながら、近畿 2 府 4 県内には、JESCO 大阪事業所で処理すべき PCB 廃棄物が未だ多く残されてきております。またこの他、JESCO 大阪事業所の処理対象となってい

ない PCB を含む蛍光灯安定器などがあり、その処理体制の具体的な整備が喫緊の課題となっております。近畿 2 府 4 県における PCB 廃棄物の円滑な早期処理に向け、広域協議会に相当する近畿ブロック PCB 廃棄物広域処理部会を通じた取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成 13 年 7 月に施行され、法施行から 10 年を経過致しましたことから一昨年から環境省において、PCB 廃棄物処理の進捗状況や今後の適正処理推進策の検討が行われ、平成 24 年 12 月に同法施行令の改正があり、処理期間が平成 39 年 3 月まで延長をされたところでございます。

この内容につきましては、後ほど、本日ご出席賜っております環境省様からご説明いただけるものかと存じております。

ところで、JESCO 大阪事業所が行う PCB 廃棄物の広域拠点処理につきましては、処理状況などの情報を公開することにより、地元の皆様方をはじめ関係者のご理解を深めていただくことが大変重要であって、不可欠なものであると考えております。そのため、本部会は、客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしていただいているものと考えております。

なお、本日の部会でございますが、議題は、「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗」、「環境モニタリング調査」、「その他」と致しまして環境省から PCB 廃棄物処理の検討状況についてのご説明をいただくことと致しております。

本市と致しましては、JESCO 大阪事業所での事故等の発生を未然に防ぐよう引き続き指導の徹底を図りますとともに、本部会におきまして、いただきましたご意見を踏まえながら、これまで以上に PCB 廃棄物の早期適正処理や地域の環境保全、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○中尾係長（司会）

続きまして、本日は、環境省産業廃棄物課から塚本課長並びに鈴木課長補佐にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○塚本課長（環境省）

皆様おはようございます。ご紹介預かりました環境省産業廃棄物課長の塚本と申します。まず初めに、大阪市民の皆様、特に此花区の住民に皆様には JESCO の操業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。また地元の大阪市、大阪府、関係機関の皆様におかれましても、JESCO の安全な操業に向けて日頃からのご指導賜りありがとうございます。本日は先生方にも朝早くからご参加いただきまして大変ありがとうございます。

す。今回から、この会議の主催が近畿圏のブロックの各府県の皆様のご主催というふう
に伺っております。関係自治体の皆様が引き続きこれからも連携をしていただき、協力
をしていただき JESCO 大阪事業所の事業が円滑に進むように引き続きよろしくお願い
申し上げます。環境省におきましては一昨年、PCB 処理特措法がちょうど 10
年を迎えたという契機に、今後の処理の推進に向けた検討会を開催しその報告書を昨年
の夏に取りまとめさせていただいております。前回のこの会議でもご報告申し上げまし
たけれども、本日もまた後ほどご説明させていただきたいと思っております。大阪事業所をは
じめ、JESCO の各事業所をこれから処理体制を強化し、また今後一日も早く、日本から
PCB 廃棄物を無くすという大きな目標に向かって、どのような体制で臨むのがよいのか、
しっかり検討してまいりたいと考えております。こうした結果を今後新しい PCB 処理基
本計画に繋げていきたいと考えております。環境省と致しましては、とにもかくにも安
全を第一に着実な処理が進むように今後とも JESCO を指導し皆様方と一緒にやってい
きたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中尾係長（司会）

ありがとうございました。続きまして資料の確認をさせていただきます。まず議事次
第、続きまして表裏一枚ものになりますが出席者名簿、続きまして配席図、分厚くなる
んですけれども、左側のホッチキス 2 つ止めになっております右上側に資料 1 と書かか
せていただいております「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」、続きまして
右上資料 2 と書いております「平成 24・25 年度環境モニタリング調査について」、参考
資料としまして環境省提供資料の「PCB 廃棄物の処理推進策の検討、処理期限の見直し」、
続きまして「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会規約」、最後になります「近
畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会規約」を 2 枚めくってもらいますと「大阪 PCB
廃棄物処理事業監視部会設置要綱」が資料となっております。資料の配布漏れはござい
ませんかでしょうか。

それでは議事に入らせていただきますが、先ほど大阪市の柴田部長の挨拶にもありま
したとおり、今年度から近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物
処理事業監視部会として開催することとなり、部会長であります大阪市の有門産業廃棄
物規制担当課長が議事進行することとなりますので、有門課長よろしくお願い致します。

○有門課長（部会長）

大阪市環境局の産業廃棄物規制担当課長の有門でございます。どうぞよろしくお願い
致します。座らせていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。今
回部会長ということで事業監視部会をやらさせていただくこととなりましたのでよろしく
お願い申し上げます。議事に入ります前に、先ほど柴田部長からも挨拶がございました
けれども、今回の部会での開催、近畿ブロックでの開催になりましたことにつきまして

一言ご説明させていただきます。重複するようで恐縮ではございますがどうぞよろしくお願い致します。

日本環境安全事業株式会社の大坂事業所の PCB 廃棄物処理施設の操業に関わりましては私ども地元自治体であります大阪市が平成 15 年 9 月から「大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視委員会」ということで、環境のアセス調査の時期から施設の設計を含めて節目節目で行ってきたものでございまして、途中「監視会議」に変わった経過もございまして、操業開始以前からこれまで昨年 8 月末の第 19 回、監視委員会、監視会議を開催してきたところでございます。これらの公開の会議を通じまして、JESCO 大坂事業の情報公開を行ってきたこと、それから透明性の高い事業運営や安全な操業の確保に向けて取り組みをしてきたということでございます。

大阪市が、これまで開催ということで「監視会議」をやってきたわけでございますけれども、昨年の 12 月に PCB 特別措置法施行令が改正されたところでございます。処理期限が POPs 条約の関係も含めて平成 39 年、PCB 廃棄物全体の処理期限が平成 39 年 3 月まで延長されてきたところでございますし、また、平成 18 年 10 月の JESCO 大坂の操業開始から 2 年間は大阪市内の PCB 廃棄物のみを優先的に処理してきたところですが、現在は大阪市以外の物がほとんど処理を占めているところでございまして、収集範囲も近畿全域に広域化しているところでございます。今後、油漏れをしております PCB 廃棄物等の搬入も本格的に搬入され処理されるという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、今後も処理施設の安全な操業を確保し、早期の適正処理の完了を進めるために、今年度から近畿 2 府 4 県と 13 政令市によります近畿ブロックの産業廃棄物処理対策推進協議会の中に新たに今回の「大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を設置することとなりましたところでございます。

今後は、本部会の開催・運営を通じまして、引き続き JESCO の広域拠点処理事業の適正かつ安全な操業に向けて取り組んでまいりたいと思います。引き続き、関係者の皆様のご理解・ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い致します。長くなりましたが、議事に入らせていただきます。今回の部会は、前回昨年の 8 月 30 日以来 1 年間ほど公開の場から空いておりますので、その分を網羅した内容ということでさせていただきたいと思っております。それでは、議題 1 でございますけれども「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について」ということで、日本環境安全事業からご説明をお願いしますが、由田取締役がお越しでございますので、ご挨拶を頂戴した後にご説明をよろしくお願い致します。よろしくお願い致します。

○由田取締役（JESCO）

おはようございます。ただ今ご紹介に預かりました、日本環境安全事業株式会社の由田でございます。よろしくお願い致します。ただ今座長されております大阪市あるいは大阪府をはじめと致しまして、委員の皆様方、とりわけ地元の関係者の皆様方、あるいは

は本日お越しの関係自治体の皆様方におかれましては、日頃より当社の事業に多大なご理解とご協力を賜っておりますことを改めまして厚くお礼申しあげたいと思います。

大阪事業所におけます PCB 廃棄物の処理につきましては、ただ今のお話がありましたように平成 18 年に操業を開始致しまして、これまで前の形での監視会議というふうな、この今回監視部会の前の組織があることになるとは思います、そこで議論をはじめと致しまして、大阪市、他の関係者の方々のご指導をいただきまして安全を最優先に処理を進めているところでございます。また、地元自治体をはじめ関係自治体の皆様方の保管事業者に対する処理促進のご指導をいただきまして、現在のところ順調に搬入をいただいているところであります。おかげをもちまして、大阪事業所につきましては、順調に処理が進んでおるといふふうに考えております。ややちょっと遅れている箇所もございますが、JESCO の施設の中で 4 番目に開業を致しましたが、コンデンサの処理につきましては平成 25 年 8 月末時点で、処理の進捗率が 61.5% となっております、北九州について 2 番目、トランスにつきましては 62.7% で 3 番目ということになっております。

さて、この JESCO でやらしていただいております PCB 廃棄物処理は、実は我が国では、この PCB を含むトランス、コンデンサの処理を様々な関係者が様々な立場で試みられましたが、30 年余りなりまして処理の確立ができませんでした。その間、不明・紛失ということで大きな環境汚染が懸念されてきたわけでありましたが、欧米先進国におきましては 1980 年代後半を中心に処理が成されております。実はその時にこのトランス、コンデンサの液を処理する前の抜油・解体というあたりの工程をオープンなスペースで行いましたところ、当時は「PCB は揮発しない」といふふうに言われたようですが、その結果、これが揮発を致しまして 1990 年代の前半に、どうも北極のあたりで PCB の暴露の発生源などない地域なんです、アザラシ、白熊でありますとか、あるいはイヌイットの人々の濃度が高いといふようなことが学識者によって発見をされ、どうもこのことではないかという理解をされまして、国際的にはこれをきちっと期限を区切って処理をしようということになりましたのは POPs 条約でございます。私ども環境省の下で事業をさせていただいておりますが、この揮発ということ避けながら世界でも初めての処理の挑戦ということになりましようが、一切外に出さずに完全な閉鎖系で化学処理を行うという初めての試みと言いますか、非常に難しいことに取り組んでまいりました。このことに関しましては作業安全性の確保、それから地元の方々への情報提供、こういう情報開示を最優先に、時間はかかっても確実に安全に処理を行うといった姿勢で取り組んでまいりました。そして、私たちの生活の場の身近に存在する負の遺産であります PCB 廃棄物を最後の一つまで安全・確実に処理することを基本としつつ、できるだけ短期間に処理できるよう、処理の促進を図る努力を行ってまいっているところであります。大阪事業所におきましては、小型トランス処理ラインの改造など処理促進に向けた取り組みを行っているところでありまして、今後とも、可能な限り PCB の早期処理の実現に邁進すべく決意を新たにしておるところであります。

また、今後の処理の推進に当たりましては、全国的な視点に立ちまして5つの事業所があるわけでありましたが、これを有効活用致しまして、処理に困難な条件がある機器につきましては関係者の理解と協力を得て、円滑に処理のできる他事業所の活用も視野に入れまして処理の促進をなんとか図ってまいりたいということで環境省と共々、検討をさせていただいているところであります。

大阪事業所におきましても、真空加熱分離装置によりますコンデンサ処理におきまして絶縁紙の代わりにポリプロピレン（PP）を用いたコンデンサやあるいはタール等の除去に用います廃粉末活性炭等、スムーズな処理の阻害要素となっているものもございませう。大阪もどのようにしてどう処理していくかといったような課題も克服していく必要があるわけでありませう。

同様に他の事業所にも不得意なものがあるところでありまして、豊田事業所で処理を進めております車載トランスにつきましては、かつて昭和39年の、前回の東京オリンピックにあわせて開業致しました東京・大阪間を3時間で結ぶ新幹線ひかり号で用いられたものがございませう。

PCBを使った車載トランスの多くが、現在浜松に集中して保管されております。当時東京・大阪間での新幹線は世界を驚かせたわけでありませうが、戦後の技術立国日本の礎となったものであります。これも関係する地域で分担を致してでもその処理を進めまして、後世に残すことがあつてはならないのではないかと考えております。

我が国全体のPCB廃棄物等の早期処理のためには、事業所間の相互の有効な利用について、関係者のご理解、ご協力を得まして、検討される必要があるのではないかと考えております。

また、懸念となっております安定器や小型の電気機器物の処理に関しましては、北九州事業所におけますプラズマ分解方式による処理設備が現在稼働しておりますが、北海道におきましても、この9月9日から処理を開始致したところであります。北九州事業所と同様の能力を発揮致しまして、その処理推進の目処も見えてきております。

我が国全体のPCB汚染物等の早期処理のために、環境省におかれては、大阪、豊田、東京事業の3エリアの関係自治体と処理の在り方について協議・議論が行われているところであります。JESCOと致しましても、従来の安定器とともに処理することを想定致しておりました小型電気機器につきまして、この大阪事業所のVTR（真空加熱分離装置）など既存の設備で処理が可能なものにつきましては、その処理を当該施設でやっつけられないかということにも挑戦すべきではないかというふうと考えております。若干は、それらの処理に要する期間も加味しなければならないということにもなりますが、今後の環境省における検討や大阪市、大阪府をはじめ2府4県のご指導や地元の関係者の皆様のご理解の下、検討してまいりたいと考えているところでございませう。

本日は、主に大阪PCB廃棄物処理事業の進捗や、環境モニタリング調査の結果等につきましてご報告させていただきますが、JESCOと致しましては、環境省、大阪市をはじめ

め関係者の皆様のご理解、ご指導の下、1日でも早く、1台でも多く安全・確実な処理が進むようさらなる努力を致しまして、所期の目的が達成できますよう、頑張っている所存でありますので、委員の先生方、地元の関係の皆様方に引き続き JESCO の事業にご理解とご協力をお願いしたいと思っております。本日はよろしくお願い致します。

○油井所長（JESCO）

JESCO 大阪事業所長の油井です。私の方から大阪事業の操業状況について説明します。お手元の資料 1 でございますが 1 ページ目、搬入の実績でございます。操業開始から本年の 7 月末までの実績でございます。表 1 にございますように、各府県別また大阪市は大阪府の内数に入っておりますけれどもその表がございます。トランスとコンデンサにつきましては台数でございます。それから廃 PCB、これはドラム缶に保管されていたものでありまして、これは本数になっております。全体の搬入の実績でありますけれども図 1 にありますように登録台数に対しましてトランスが 62%、コンデンサが同じく 62%、廃 PCB 等が 52% という搬入の実績になっております。次に 2 ページでございます。2 ページは中間処理が完了した、いわゆるマニフェストでいう D 票ベースの経年の実績でございます。表 2 に経年の台数が書いております。下の図 2 でそれをグラフ化したものでございます。上の 2 つ、左がトランス類、それから右がコンデンサ類になっております。表の見方ですけれども棒グラフがその年度の台数で左の目盛となっております。それから折れ線グラフの方は同じくその年度の処理重量、これは PCB とそれから容器、中のコア等を全部含めた重量になっております。それから下の 2 つの図でございます。左の方、これはドラム缶に入っている PCB の左の目盛が本数、これが棒グラフでございます。折れ線グラフはその PCB の重量ということになっております。ドラム缶の重量もこれに含まれております。それから下の右の図ですけれども、これが全部合わせましたグラフでして、棒グラフが左の目盛、PCB の処理量でございます。それから折れ線グラフがその容器など全部含めた処理総重量を表しています。今年度につきましては、7 月末までということでもまだ 3 分の 1 ぐらいの実績しかあがっておりませんが、8 月、9 月は夏の定期点検をやっておりまして、10 月から操業を再開致しますけれども、これからピッチを上げて安全確実に処理をしていきたいというふうに考えております。3 ページです。3 ページは処理の結果、どういう払い出しのものが出てくるかということでありまして、1 つは有価物として金属類が出てまいります。それから廃棄物としては、炭化物以下このようなものが出てまいりまして、これらは PCB が全て無害化されたものであります。図 3 がそれぞれの処理された物の種類ごとに年度ごとの棒グラフということで表しております。これらの処理された物につきましては再資源化ということを基本にしておりまして基本的に埋め立てることはない、ということで取り組んでおります。次に 4 ページです。4 ページは運転廃棄物ということでございます。処理をする上で活性炭とか保護具、シート類、これらのものが運転廃棄物として発生します。それと液体状のもの。これは

粉末活性炭とかタール、木酢、廃アルカリ、こういったものが処理の過程で発生しております。この表 5 にございますように全てドラム缶で保管しておりますけれども、本数としまして 5,382 本ございます。これは、今までは基本的には先ほどの真空加熱分離装置 (VTR) で処理をする考え方でやってきたわけですが、トランス、コンデンサの処理を優先させたいということでこれらは保管をしてきたのがこれまでの現状です。従って、この運転廃棄物を全て処理することによって PCB 廃棄物全てが処理されたということになりますので今年度から検討を始め、来年度からこれらのものについても計画的に処理をして、事業完了までに全て処理をしたいというふうに考えております。幸い、5,000ppm 以下の運転廃棄物につきましては無害化認定施設、ここで委託処理をしていただけの制度化が成されましたので、本年 3 月から 5 月にかけて、廃アルカリ、下の方に記述がございますが 108 本を無害化認定施設に委託処理をしました。引き続き今年度は、400 本ほどドラム缶で搬出処理を考えております。併せて自所の大阪事業所内で 5,000ppm を超えるもの、これについては PCB 廃棄物の処理と併せまして計画的に処理をしていくということを考えております。次に 5 ページでございます。(5) は視察・見学の状況でございます。平成 18、19、20 年度と非常にたくさんの見学者の方がお見えになって施設を見ていただきました。最近は大体 500~600 名の人数で推移しております。それから (6) でございますが、保管事業者説明会、これは近畿 2 府 4 県の保管事業者様に対しまして説明会をし、計画的な処理にご協力いただいているという説明会を開催しております。現在 5 巡目になっております。次でございますが 6 ページです。(7) は収集運搬でございますが、現在 23 事業者が当施設に PCB 廃棄物を運んでいただいていると、これは JESCO の受入れ基準を満たした収集運搬業者でございます。それから、(8) が緊急時対応訓練の状況です。月 1 回、緊急時対応訓練をやっておりまして、去年は休日夜間の漏えいというトラブルを想定してやってまいりました。今年度につきましては小規模火災、これを各セクションごとに想定をして対応しているというところです。それから全体の総合的な労災訓練としましては春と秋の年 2 回、地元の此花消防署のご指導を得ながら消防訓練を行っているところです。それから 7 ページですけれども安全教育の実施状況でございます。これも月 1 回テーマごとに開催をして全従業員に意識の向上を図っているところであります。それから次 8 ページです。ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況ということで平成 18 年度からヒヤリハット・キガカリの懸案件数がこれだけございました。対応ができるもの、できないもの、それから時間がかかるもの、そういうふうな検討を行いまして全ての懸案に対しまして答えを返すということで、この取り組みを行っております。それから次に 9 ページからは各種モニタリング調査結果であります。(1) としまして排出源モニタリング、そのうちの排水が 9 ページに書かれております。排水中の PCB、ダイオキシンにつきましては直近の本年 6 月の測定結果は自主管理目標値未満でございました。全ての検体が未満ということでございました。次に 10、11 ページです。こちらは排気になります。本年の 7 月に排気口と、ボイラーの排気

につきまして測定をしたものでありますけれども、この表の 10 ページが西棟でございます。それから 11 ページが東棟になっておりまして、東棟のうち、黄色い部分が 3 ヶ所ございます。これはベンゼンが自主管理目標値をオーバーしてしまったという結果でございます。これにつきましては現在、何故超過してしまったのか、 $0.35\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ というのが自主管理目標値ですけれどもそれに対して、 0.69 、 0.36 、 $0.50\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ でございますので、その原因を調査し対策を検討しているところです。また、先ほど申しました定期点検が終わりましたので 10 月からは操業が再開されると、その時点で同じ箇所をもう一回再測定することを考えています。次に 12 ページです。12 ページについては騒音と振動です。これについてはいずれの時間帯も維持管理値を満足しておりました。それから 12 ページの下の方から周辺環境モニタリングでございますけれども 13 ページにかけて、今年の夏以降、秋、冬、今年の春、夏とこの 4 回のデータでございます。いずれも環境基準値を下回っております。一応、説明の方はここで一旦切らしていただきたいと思っております。

○有門課長（大阪市）

ボリュームがございますのでここで一旦議題の方を切らしていただきまして、ただ今の説明に対して何かご意見ご質問等ございましたらよろしくお願い致します。

○上野外部有識者

4 ページの運転廃棄物の保管の状況なんですけれども、以前からずっとドラム缶が溜まっている状況でして、今後、来年度あたりでの見通しはどのようになっているのでしょうか。そろそろいっぱいになると思うのですが。処理の状況と踏まえましてその辺り。

○油井所長（JESCO）

まず固形状のものの換排気用の活性炭、それから保護具、シート類につきましては舞洲内の倉庫を借りることができまして、これを一昨年からそこに保管を開始しております。そこに現在 2,200 本ほど保管しております。残容量があと 1 年ぐらいとなっておりますので、そろそろ無害化認定施設の焼却施設の方で処理を委託しなければいけないと考えておりまして、まずそれにはその内容物が $5,000\text{ppm}$ 以下であるかどうかをサンプリングをしてチェックをしたうえで $5,000\text{ppm}$ 以下であれば、すぐに処理委託を具体的に開始していきたいと考えています。それから、液状のものでございますけれども、粉末活性炭につきましては処理を行う上でその粉末が設備に影響を与えたりということがあって、これを保管せざるを得ない状況が続いているんですけれども、1 つは東京事業所におきまして水熱酸化分解方式による試験を実施してもらいまして、ある程度良好な結果が得られているという事実がございます。それから、大阪事業所で自ら VTR によって処理をできないかと、本格的にできないかということ今年度の後半で実験をやりたいと考えております。それが順調にいけば来年度から VTR 処理を開始していきたいと考えています。それから、タール、木酢につきましては現在でも処理を VTR で行っているんですけれど

も、その処理量をさらに増加したいと考えています。それから、廃アルカリにつきましては先ほど申しましたようにサンプリングをして 5,000ppm 以下ということであれば無害化認定施設に委託処理をすると、5,000ppm を超えたものについては大阪事業所の VTR で処理をします。これも今年度の後半で処理の試験をしまして順調にいけば来年度から本格的に処理をしていきたいというふうに考えています。

○上野外部有識者

今のところ新たな保管場所を確保せずとも何とかいけそうですか。

○油井所長（JESCO）

はい。新たな保管場所の確保は考えておりません。

○有門課長（大阪市）

よろしいでございますでしょうか。他のご質問は。

○中地外部有識者

いくつかあるんですけども、とりあえず処理状況全般について質問したいんですけども、1つは全国の処理状況で大阪事業所は4番目に稼働したけれども、トランス、コンデンサ、それぞれ3番、2番とうまくいっているというご報告があったと思うんですが、全国全体で処理が完了しているPCBが何%ぐらいあるのかというのを教えていただきたいのが一点です。その絡みで言いますと、冒頭、環境省の方から平成39年3月末まで特措法の処理期限が伸びましたと、2015年が2026年ですから、11年延長というふうに考えられているんですけども、先ほどの大阪事業所側の発言で大体6割ぐらい処理が進んでるわけですから、単純に言えば後8年で終わりますというか後6年ぐらいで終わりますよという話になるので残りの分くらい、由田取締役の方からもありましたが全国5事業所の融通をして日本からPCB廃棄物を無くしたいというので操業したいとの話がありましたのでその辺の処理計画について検討をしておられるのかということが2点目です。3点目が1ページの表1の年度別の搬入実績のところ、それぞれ登録されたPCBのうち、これだけ処理していますと言われてますが、その登録数の話でまだ現在使用中であるとかという形で登録されていないコンデンサ、トランスがあると思いますが、私もちょっと3.11の津波以降です、東北地方の工場にヒアリングにいったらですね津波被害にあって、それでようやく使用中のトランスが水没等したため廃棄物としてきちんと処理してきましたということを知ってきいたりしているので、まだ使用中のものが結構ありそうな感じに思っておりますので、その辺からですね近畿2府4県でどれくらい今後登録して処理しなければいけないものが増えるのかというものを掴んでおられるのかどうかを教えてください。とりあえずここまでです。

○山本事業部次長（JESCO）

ただ今、全国の5事業所の処理の今の状況、それから今後の処理の見通し等についてご質問いただいたところでございますが、トランス類につきまして、平成25年の8月末時点での中間処理ベースでの処理実績でございます。全国の5事業所の平均と致しましては63.3%、それぞれの事業所で申しますと北九州事業所、平成16年度から事業を開始し現在79.8%、豊田事業所60.0%、東京事業所51.3%、大阪事業所62.7%、北海道事業所66.8%となっております。また、コンデンサ類につきまして全国の平均の進捗率と致しまして55.2%、それぞれの5事業所につきましては北九州が77.0%、豊田が57.8%、東京事業所34.2%、大阪事業所61.5%、北海道事業所55.1%という状況になっているところでございます。そのような中で、先ほども取締役の方からそれぞれの事業所相互に活用してというようなこととお話をさせていただいたところでございますが、例えば、豊田の車載トランスにつきまして、環境省の検討会の際に私どもと致しましては平成22年度末で車載トランスが残台数として698台程あるという中でその当時の処理台数、年間27台ということで処理を致しますと平成48年までかかってしまうというような計算になっていることで試算を示させていただいているところでございます。こういったそれぞれの事業所で、なんとか処理能力を上げてこの処理を1日でも早くというようなことで現在豊田の車載トランスの処理台数の能力増強といったようなこと、それから豊田事業所では特殊なコンデンサがなかなか処理が難しいというようなことで設備の改造等、そういったことの検討等をしているところでございます。また、東京につきましても先ほど、コンデンサの進捗率が34.2%というようなこととお話を申し上げましたが、東京事業所の処理の設備につきましてその辺の改善や、それから様々な中規模の改造、そういったものに取り組んで、今、なんとか早くできないかということで、こういった取り組みを踏まえて、どれくらいまで処理がかかるのか、そういったようなことを私どもで取り組みつつ、環境省のご指導も頂きながら今後、こういった期間、こういった処理がかかるのかというようなことで一緒にご検討させていただいているところでございます。また、先ほど使用中のものにつきまして、ご指摘があったところでございます。このトランス類につきましては非常に大きいものでございますので、こういったものについては登録台数と、それからPCBの特措法の届出台数にそういったものの差はそう大きくないわけでございますが、コンデンサ類あたりにつきましては、大阪事業所の現在の登録台数と致しましては、68,000台程度を頂いているところでございます。こういった外枠の中で、まだPCBの特措法での届出はございますが、私ども当社に登録いただいていないもの、また、電気事業法で登録を使用中の届出を出されているものの中で、私どもの登録がされてないもの、こういったものが数千台あるものというふうに考え、環境省の方ではそういったような数字を含めて、処理をすべき台数というようなことで把握をしているところでございます。当社と致しましては、保管事業者への働きかけ等を通じまして、こういったまだまだ登録をされていないものを把握していこうということで鋭意

に取り進めておりますので、先ほど、トランス、コンデンサにつきまして環境省の方では、大阪事業所でコンデンサを例えば 78,350 台と推定と致しましてあるんじゃないかということで、昨年の 8 月取りまとめた報告書では推定の数字が出ておるところでございます。そういったものにつきまして営業のほうで一層の把握、それから関係自治体、環境省をはじめ保管事業者へのご指導、そういったものを取りまとめまして、一刻も早くこういったもののご協力を頂けないかと考えているところでございます。

○鈴木課長補佐（環境省）

補足をさせていただきます。先生の方から 5 事業所で融通をしてというようなご指摘もありまして、去年の報告書でもそういった提案をいただいています。具体的には大阪のものが終わってからということではなくて、実は各事業所ごとに得意不得意があることが分かってきていると、例えば大阪の事業所だと PP が中に入ったコンデンサというのはなかなか処理が得意ではないということです。一方で VTR という真空加熱の装置があるものですから、豊田の事業所でなかなか処理が得意ではない特殊なコンデンサ、解体すると作業員の暴露が心配されると、大阪であれば丸ごと真空加熱で処理できる、というようなことがそれぞれあるものですから、そのあたりもそれぞれの得意な方で処理していくということが一つ考えとしてあります。そこを更に具体的にどういうふうに 5 事業所間でやっていくというのを、いま去年の報告書の時に JESCO で技術的な検討をし、環境省でも今後どうしていこうかという検討をまさにしているところでございます。後ほどの説明の中でもさせていただきますが、そのあたり早急に詰めて、今後、国の基本計画というところも反映していきたいということで考えています。使用中の話も、いま JESCO の方からありましたけれども、PCB 特措法と並んで電気事業法というのがあって電気事業法では使用中機器に PCB が入っていることが分かったのなら届出なさいということが制度としてあります。従って、各自治体の方で、電気事業法で届出た、経済産業省の出先の産業保安監督部というところに出されているものですから、そちらに対してきちんと使用中の届出台数を把握して、自治体の方でもそういったところの届出がきちんと成されるように取り組んでいくということで作業を進めていくところでございます。

○谷野代理（大阪市）

大阪市の谷野です。先程の、近畿 2 府 4 県での合計登録台数に対して使用状況がどうかということで、資料としては用意させていただいていないのですが、直近で環境省の方で全国の保管状況、届出、廃棄物行政に対して届出されている件数としまして、平成 22 年 3 月時点でのデータということで近畿 2 府 4 県分ということで集計されたものがありまして、それによりますと高圧トランスでいきますと使用中のものが 1,168 台、高圧コンデンサの分が 3,505 台、使用中ということで廃棄物関係の方での届出がされていま

す。先ほど、環境省の方からありましたが、電気事業法に基づく使用中の届出件数がそのまま廃棄物行政の方に全て使用届が、使用中として届出が出されているかは精査する必要があるんですけども、これにつきましては地元関係自治体が近畿経済産業局から情報を集めまして、より精度の高い台数を出していきたいというふうに、今取り組みを進めているところでございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。他にご質問等ございましたらお願い致します。

○杉本外部有識者

すみませんが、一点だけ教えてください。1 ページ目の表で各府県でかなりその登録数と搬入合計との割合に差があるところがあるんですが、これはどういう理由が今まであったのか、それから今後どのようにして差を埋めていくかということについて現状わかっていることがありましたらお願いします。

○一家（JESCO）

すみません。営業の一家と申します。その中でよく見ていただくとあれなのは、特に低いようになっているのは、京都府と兵庫県がちょっと低いという感じになっていると思うんですが、実は先ほど、処理のしづらいコンデンサというものがあまして、具体的には京都市や兵庫県の神戸方面にですが、ここにコンデンサメーカーが多量に PP を含むコンデンサを保管されています。ちなみに、京都市の方は 2,700~2,800 台ございます。その内の 2,500~2,600 台ぐらいは PP ですね。兵庫県の方は、先ほど言った台数に対して紙もできるやつは処理しちゃいました。残りはほとんど PP ということで施設の処理能力がありませんので、どうしても搬入を制限させていただいている関係でかなりこういう数字に繋がっていると。先ほど言った効率のよいということで、そういうことでは検討の土俵にもあげさせていただいてますので、そういったことでまた処理ができるようになれば同じような進捗率になるかというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。他にご質問等ございましたらよろしくお願い致します。

○中地外部有識者

8 ページのヒヤリハット・キガカリの取り組み状況ということで、ヒヤリハットの件数が今年度 19 件、キガカリの件数が 42 件ということで 7 月までですが、だいたい 3 分の 1 が過ぎた月ですので 3 倍すれば 1 年分ということになるわけですが、平成 24 年度、23

年度に比べてかなりこの報告件数が減ることが予想されますので、このへん平成 24 年度まできちんと対策をとって、今年度の JESCO 内で成果があがったというふうに考えていいのかということの一つ教えていただきたいのと、あと各種モニタリング調査結果についての排出源モニタリングのところでも 11 ページの表 13 なんです、今回東棟の排気口で 3 か所ベンゼンが自主管理目標値を上回るというふうなことになったということなんです、その前の半年前の平成 24 年 12 月の測定結果をみると 10 倍・100 倍ぐらい濃度が上がってきているので、この辺の原因が全然今のところわからないというのはどうなのか。ある程度ベンゼンが排出されるということが、何らかのきっかけがわからないと対策ができないと思いますので、その辺調査中ということで、定期点検ですね、推測等されていると思うんですけどもその辺もう少し詳しくご説明ください。以上 2 点です。

○油井所長（JESCO）

1 点目のヒヤリハット・キガカリなんですけれども、かなり取り組みを毎年重ねていまして、減ることが非常に一方が良いと思うのです、問題点を潰してきてますから。ただ活動が弱まったという側面があったらまずいだろうとの先生のご指摘だと思うのですが、そういう恐れもあるわけなんで、9 月に実は重点取り組み月間ということで積極的に出してくださいという取り組みをしているところです。2 点目ですけれども先生のご指摘のように 10 倍程桁が 1 つ高くなりました。それで今調査中なので確定的なことは言えないのですけれども、1 つはこれは外部分析でございまして全く第 3 者が別の手で行ったものです。ただ私どもの施設内分析も一方でやっています、活性炭の取り換え時期を見極める一つの指標としても定期的にやっております。実は私どもの施設内分析ではこういった高い数値にはなっていなかったんです。そこら辺が非常に不思議だなということで、その日がたまたま何らかの原因があったかもしれません。外部分析でサンプリングした日がですね。そこら辺がよくわからないので外部分析の分析会社に、去年も一昨年もやって頂いているので、その時のサンプリング方法だとかそういうことで何か違ったことをしませんでしたかとかですね、ヒアリングを実はやっているんですけども、それでも特段変わったことはないということなので、非常に原因が私どもも今現在ちょっと掴めないという状況になっております。再分析、操業再開しますのでそれで更に再測定をして、原因の特定を進めたいというふうに思っております。

○有門課長（大阪市）

よろしいでございますでしょうか。それでは引き続き説明を、後半 14 ページから。よろしく願います。

○油井所長（JESCO）

それでは、引き続き残り半分の説明をさせていただきます。14 ページは作業環境です。作業環境、大きく PCB 濃度とダイオキシン類の濃度、これらをモニタリングしております。PCB 濃度なんですけれども、図 5 のですね、トランスを解体する解体室、それも大型解体室と小型解体室、トランスの大きさによりまして 2 つの部屋があるんですけれども、それを定点的にプロットした値でございます。管理目標値としましては、 $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ で管理をしております。当然 $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ 以下が理想的でございます。ただ、それを越えたからといって作業してはいけないということではございません。常時、防護服と全面体マスクを着用して、しかも作業時間を制限して作業を行っているというのが実状でございます。それで昨年秋、これは年 1 回測定しております。昨年の秋は非常に下がったんですけれども、今回の 6 月の測定で $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ を超過してしまったということで、7 月に再測定をしてピンク色の小型解体室につきましては下がりました。ただ、大型解体室については若干上がってしまったということでございます。その原因としましては、先ほどの話にもございましたが、トランスの中でも近畿 2 府 4 県にございます小型トランス、これの処理はかなり進んでおります。比較的早く完了する見込みでございます。一方、大型トランスというのは非常に大きなトランス、20t とか 25t とかっていう重量のものでございますけれども、これが相当数まだ残っております。従って、小型トランスライン、小型解体室の方を改造しまして、そこで大型トランスの一部をその部屋でも処理できないかという工事を、この定期点検時期に合わせて改造工事を致しました。その改造工事をするにあたって、既存の装置、設備類を工事のために移動したり重機作業をしたということで長年そこに堆積していた PCB の付いた粉塵とか、そういったものが多少舞ってしまったのではないかとということが原因だと思われま。同様にダイオキシンにつきましても、小型解体室が $140\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ というかなり高い値だったんですが、再測定した結果下がったということで、大型、小型ともある程度で具体的に下がっております。その他の部屋としましては、ダイオキシンの管理区分で一つのポイントとなります。 $2.5\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ を超過した部屋というのがその他の部屋でございます。書いてありますように、抜油室、タンク室、蒸留室、充填室、中間処理室というようなところでございます。だいたい抜油のところは結構人がいるんですけれども、その他の部屋は点検の時ぐらいしか入らない部屋だということでもあります。もう一つ部屋がございまして、VTR 処理室。ここはかなり長時間、加熱炉の脇に運転員が張り付いて常時監視をしているという場所でございますので、ここの濃度をなるべく上げないようにということを考えているのですが、 $2.5\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ を上回る $2.7\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ 、 $4.1\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ という値が 6 月と 7 月に超過したということで、ここは半面体マスクを着用するという措置を採っています。そういうことで、なるべく作業目標を改善し良い環境にしたいということで取り組んでいるわけなんですけれども、これまでやってまいりましたのは、後でちょっと触れますが、全体の室温低下をまず図ろうと。室温が高くなるとどうしても PCB が揮発しや

すくなるということで、作業環境の濃度が上がってしまうということがございます。そういうことで室温低下の対策をしまして2年前よりも5℃ぐらい低い室温を現在は維持しております。その他の部屋につきましても除染、清掃を定期的実施してなるべく値を下げるという取り組みをしています。一方で作業しますので仕事したら一度片付けするというのを徹底してやっていきたいというふうに考えています。それから(4)ですが作業従事者の健康管理ということで、これは労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の実施に加えて血中 PCB 濃度、血中ダイオキシン濃度の測定を作業に携わる方全員に年1回採血をして値を分析しております。本年6月の採血の結果については現在分析中でございます。またデータが出揃っておりません。24年度の昨年のデータにつきましては、血中 PCB 濃度については健康管理目標値の 25ng/g-血液を全員下回っております。一方、ダイオキシンにつきましては環境省の蓄積量調査の血中濃度分布の範囲に入っております。一般の方と同じ範囲に入っているということが分かっております。これも全員でございます。後、3として東棟オンラインモニタリング装置の増強と書いてございます。東棟はこれまで1台しかモニタリング装置がなくてそれが故障すると作業を止めざるを得なかったというようなことがあります。これは中間処理とか液処理の方なんですけれども、それがロスをしておりますのでもう1台バックアップを設置して、操業を継続できるように措置をとっております。それから最後になりますがトラブル報告、これは1年間で大きなトラブルと致しまして2件ございました。16ページが1点目でございます。TCB/PCB 分離設備の配管閉塞ということでございます。トランスにはご案内のとおり TCB、PCB が 4:6 で混合されたもので満たされておりますが、それをまず蒸留によりまして TCB と PCB を分離しようということで、塔が 2 塔ありましてその間を 16 ページの下の図でございまして線で囲んだところの配管、ここが右の写真の 17 ページの左側の 3 つございまして、このような形で閉塞をしたという事象でございます。これは昨年の 9 月のちょうど今頃なんですけど定期点検明けで、さあスタートアップだという時にこういう状況が判明しまして、これを除去するのに 1 ヶ月半程要しましてトランスの処理が滞ったということでございます。こういうことを無くすために 1 つはこういうものが、これは長年の処理によりまして塩化物が発生して、配管の内側に付いたものが剥がれたということなんですけど、こういうものがあってもフランジタイプにしまして、すぐそこを取り外せば中の詰まりを無くすことができるような構造に変えた。1 つは熱でこの配管自体を 300℃ 近く熱しておりますので、この周りは 2 重管方式で熱媒の配管が PCB を通る配管を巻いていたわけなんですけれども、これだと非常に一回一回熱媒配管を剥かなければならないというようなことがあって非常に時間を要するというので、写真の右の真ん中にご覧のように熱媒の配管と PCB が送液される配管を分けまして、それぞれが維持管理できるように素早い対応ができるように改造したというものでございます。次に 18 ページで、これが 2 点目でございます。これは本年の 6 月 30 日に発生した労働災害でございます。これは払い出し設備のところにご覧炭化物の集塵用送風機と

というようなものがございまして、下の写真にございますように点検をしていたところ異音が発生したと。それで普段はこれはカバーで覆われておりまして安全対策が取られておるんですけども、点検のためにカバーを外しましてそれでベルトを手前の方に少しづつ引っ張って音がするかどうかというような確認作業をしておりました。その時にちょっと勢い余ってベルトを掴んだままプーリーとベルトの間に右手の中指、薬指、小指これを挟んでしまったといったこととございまして。中指、薬指につきましては骨折、それから小指につきましては切断ということだったんですが、すぐさま救急車で病院に行きまして縫合手術を致しまして、現在順調に経過をして10月からはリハビリを行う予定とございまして。経過は良好だということでございまして。いずれにしましても安全の問題ですのでJESCOの事故対策会議を3回開きまして技術的な要素、管理要素、設備要因、これらの面から十分に見直しを図って、単純なミスですけども2度と繰り返さないというようなことで非常時作業時の作業マニュアルもきちっと整備しようということで取り組んでおります。以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。ただ今のご説明、並びに前半部分も含めましてご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○上野外部有識者

細かい話で恐縮なんですけど、解体室の空調設備は6月で既にもう入っていますか。例えば小型解体室6月で結構高く、空調設備を入れる前は結構高かった記憶があつて、空調を入れると低くなっていくというふうな思い込みがあつたんですけど、この辺はどうなのかなと思ひまして。

○油井所長（JESCO）

添付資料がこの資料の後半についておりまして、その中にA3で折り畳んだものがあるかと思ひます。それを見ていただくことでお分かりになるかどうかかなのですが、この表を開いていただきますと、左側が平成22年度から23年度にかけての11月から7月まで毎月、外気温と室温と、それから棒グラフはオンラインモニタリング値のPCB濃度とございまして。それがグラフ化したものでございまして。それから右の列はそれから2年後の同じ月を並べたものでございまして。そして、ご覧いただけますように室温が5℃ぐらい下がりましたその結果、棒グラフのPCBのオンラインモニタリング値も数ppmに抑えられることができた。管理濃度は10 μ g/m³ですのでそれが数 μ g/m³に下がった。以前は20 μ g/m³前後を、夏場ですと越えていたことがあつたんですけども、それも非常に良い環境になったということを示したものでございまして。なお、空調は常に入っております。

○大藤外部有識者

労働災害のことなんですけれども、今回この労働災害が発生したのが日曜日の休日だったと思うんですけれども、休日夜間とかにこういうことが発生した時に今すぐ診てもらえるような病院とかはあらかじめ確保していらっしゃるのかどうかを教えてください。

○油井所長（JESCO）

確保しております。救急搬送できるような病院がいくつかございますけれども、メインの病院はここというふうに決めてやっております。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうでございますでしょうか。他にご質問等ございましたら、いかかでしょうか。

○中地外部有識者

1点だけ。14ページの作業環境測定結果でPCBの濃度が管理濃度を上回ったということで、後ご説明ありませんでしたが添付資料1の作業環境中PCB濃度測定結果で大型解体室、小型解体室で管理区分でいうと第3管理区分が結構多いということで、なかなか大変な作業環境で作業をされているということは想像できるんですけれども、第3管理区分が続くようだと労働基準監督署の方へ当然報告はされていると思うんですけれども、指導とかそういったことについては受けられてはいないのですか。まあ、実際守られているのかなとは思いますが。

○大台安全対策課長（JESCO）

安全対策課長の台です。今のご指摘の件なんですけれども、今回の労働災害の関係で労働基準監督署の方から、立入がございまして、その辺についてご指摘をいただいて、それについての改善に向けて取り組んでおりまして、その報告もきちっとやっていくというふうなことで取り組んでいます。

○有門課長（大阪市）

他にご質問等ございますでしょうか。無いようでしたら、ただ今の操業状況等につきましては終わらせていただきたいと思います。では、議題2の方に移らせていただきます。環境モニタリング調査についてということで行政としてのクロスチェックでございまして、大阪市からご報告をさせていただきます。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局の谷野でございます。私の方から資料2の環境モニタリング調査について

て説明させていただきます。こちらが、JESCO 大阪事業所の PCB 廃棄物処理施設の稼働に伴いまして周辺環境への影響を把握することを目的と致しまして、大阪市としまして JESCO 大阪事業所の操業開始前の平成 17 年度から毎年 2 回、夏場と冬場の年 2 回、大気質についての環境モニタリングを実施しているところをございまして、その結果の報告ということでございます。前回の監視会議が昨年、平成 24 年 8 月ということで、前回の監視会議の場では 24 年度の夏場のモニタリング結果について報告させていただいたところなんですが、24 年度の冬季、この調査結果については監視会議の場での報告はまだされておりませんので、今回 25 年度の調査の結果と併せて 24 年度の冬季調査の結果について併せてご報告をさせていただきます。まず、調査場所と致しまして 2 番の①に書いておりますが、JESCO 大阪事業所の地点の一箇所と JESCO 大阪事業所に最も近い住居地域の地点ということで此花区の桜島の地点の一箇所、併せて 2 地点について、17 年度から定点調査を実施しております。調査期間につきましては、②のところに書いておりますが、24 年度の前年度の冬季調査については 24 年 12 月、今回 25 年度の夏季調査ということで 25 年の 7 月に調査を実施しております。次に③、測定物質等ということで、これも例年と同じ調査項目ということで PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、それぞれの物質について調査をしております。次に調査結果についてですが、1 ページ 1 番下の 3 番のところにお示ししている通りでございまして、PCB について見てみますと、それぞれ JESCO 大阪事業所地点の冬季、夏季、桜島地点の冬季、夏季の調査の値を書かしていただいておりますが、PCB で見ますと一番小さい値が $0.42\text{ng}/\text{m}^3$ から最大で $0.70\text{ng}/\text{m}^3$ ということで、この一番右の方に環境基準値等ということでお示ししておりますが、それらの基準値と比較しましても非常に小さい値というふうになっております。次にダイオキシン類についても見ますと、一番小さい値が $0.012\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ 、一番大きい値で $0.040\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ ということで、こちらの環境基準値の $0.6\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ と比較しまして小さい値ということでなっております。次にベンゼンですけれども、一番小さい値が桜島地点で $0.00050\text{mg}/\text{m}^3$ となっておりまして、一番大きな値と致しまして JESCO 大阪地点としまして $0.0022\text{mg}/\text{m}^3$ という値となっております。こちら環境基準値と比較しまして、 $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ に対してそれぞれこういった値ということで、基準値としては満足しているということになっております。以下、それぞれトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについてもお示ししている通りで、こちら定量下限値以下ということになっております。いずれも値も環境基準値等と比較しまして小さい値というふうになっております。次に 2 ページ目をご覧くださいまして、これまでの経年変化についてということで、これは JESCO の操業が平成 18 年 10 月ですのでそれ以前の 17 年度からの測定結果について一覧でお示ししております、この一覧を見ますとそれぞれ PCB、ダイオキシン類等につきまして操業開始前と比較しまして、現状、操業後 7 年経過した時点でも大きく数値が変化をしているという状況にはなっておりません。最後に 3 ページのところにて経年変化を、ダイオキシン類の測

定結果についてグラフ化したものなんですけれども、これを見ていただくと操業開始前の17年度から現時点25年の7月にかけての推移を示しておりますけれども、大きく変動はなく、数字としては同じような値で推移していると。さらに大阪市内の平均値、大阪市内の区役所ですとか小学校、常時のモニタリングステーションがありましてその市内7か所の平均値を併せて示しておりますが、大阪市内の平均値と比較しましても同等程度ということになっております。以上の結果から、JESCO大阪事業所の施設の稼働による環境への影響は殆ど無いというふうに考えております。以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。ただ今の報告につきましてご質問等ございましたらよろしくお願い致します。

○中地外部有識者

先程、JESCOの方で先程報告があった時に質問した、排気口、排出源モニタリングの11ページの表13との関係で、一応自治体の業者、測定された業者と違うということなので、若干ですね、処理施設からの排出濃度が高くなったことで、ベンゼンが今回の夏の調査で少し高くなったというふうに考えていいのか、あるいは全然それはそれで違うのでそういったことはないというふうに思っているのか、それについての見解を教えてください。

○谷野課長代理（大阪市）

中地先生がおっしゃるように0.0022mg/m³ということで、これは2ページご覧いただきますと前年度の冬季が0.0012mg/m³に対して今年度0.0022mg/m³というちょっと数値があがっておるところなんですけれども、ただ、こちらはあくまで周辺環境というか、JESCO事業所の敷地の地点での調査結果ということで、データを見ますと23年度の冬場の調査でも0.0023mg/m³ということで、ちょっと高い目の数値が出ておまして、この時にはJESCOの方の、先ほどのJESCOの資料の11ページの排気口でのベンゼンの濃度が自主管理目標値の値を超えたということなんですけれども、23年度の冬場でのモニタリングを見ましても、その際には排出口から自主管理目標値を超えた値は出ていないということで、JESCOの排気のベンゼンが直ちに周辺環境への値に影響を及ぼすとは考えにくいのかなと。さらに言いますと、自主管理目標値が0.35mg/m³Nでそれに対して0.69mg/m³Nとか0.36mg/m³Nということで、これに対して評価ということにはなるんですけれども、他の大気汚染防止法に基づく規制基準値、ベンゼンを取り扱う施設の、JESCOの施設はベンゼンの排出規制の対象の施設になっていないんですけれども、大気汚染防止法の規制がかかる施設でも一番厳しい排出基準を調べたんですけれども、それによりますと50mg/m³Nが基準値で、それに比べるとJESCOの自主管理目標値は非常

に厳しく設定されているということで、そういうことからしましても周辺環境への影響を及ぼすということは考えられないのかなということで考えております。ただ、周辺のいろいろ交通量が舞洲のところで最近増えてきていまして、先ほど、JESCOの資料の騒音のところで交通量が増大したと書かれておりまして、舞洲の地域がだいぶアクセスが良くなってきて、いろいろ周辺にも物流倉庫ができたりとか、そういったことで、交通量が増えているという関係もちよっと考えられるのかなと今のところ考えておりまして。今後とも、こうした値が続くようであればもうちょっと詳しく交通量調査も含めて調べていく必要があるのかなというふうには考えております。以上です。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。

○杉本外部有識者

確かにデータの的にはこれで問題ないんだと思うんですけども、例えば周辺住民の健康調査をなさるとか、何かそういうことの説明会をされるとか、そういうことは最近は行われているのでしょうか。

○谷野課長代理（大阪市）

特にJESCOの操業に関わってという話であれば、そういったことは無いです。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。他にご質問等ございますでしょうか。無いようでございますので、議題2につきましては終了させていただきます。では次の議題に移らさせていただきます。議題3ということでその他ということでございますけれども、本日環境省がお越しでございまして、資料のカラーのものが付けてございまして、「PCB廃棄物の処理推進策の検討、処理期限の見直し」ということで、昨年の方の検討委員会報告書の概要やその中身、その報告につきまして環境省の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鈴木課長補佐（環境省）

環境省産業廃棄物課の鈴木と申します。よろしくお願ひ致します。資料はカラーの1枚ものでございます。これはですね、先ほど冒頭なりで少し言及をさせていただいておりますけれども、環境省の方でPCB廃棄物特措法が2001年に施行されてから10年が経過したということで、一昨年の方の秋10月から検討委員会を立ち上げてこれまでの処理の状況を確認し、今後の処理の推進策を検討していくということで検討委員会を行いまして、全部で9回行いました。途中でパブリックコメントを行ったりですね、そういった手続

きをしながら、報告書をまとめて昨年の8月に1年ちょっと前ですけれども報告書として公表をしたものでございます。内容につきましては、少し前回のこの監視会議での説明と重複してしまいますけれども、月間が経っているということでご説明をもう一度させていただきたいと思っております。まず報告書ということで青い枠で囲ってあるところの①、②、③と分けて書いてございます。①はJESCOの5箇所で行っているトランス、コンデンサ、大阪でもやっているこの事業についてでございます。②は安定器、写真にありますけど直径30cmくらいの蛍光灯の付属品といったものについての記述。これについてはJESCOで処理をしますけれども北九州と、この報告書を作った時は北海道は建設中だったんですが北海道もこの9月から稼働して、2箇所、全国で今施設があります。右側には微量のPCB、これはJESCOの処理ではなくてPCBの特措法が制定された後に国内から出る量、相当な量が存在することが分かって、民間の産廃業者での処理ということを進めているところでございます。この3つに分けて議論をしました。まず①の左側に戻って頂きましてこの状況であります。処理の進捗については、本日の説明が色々あったところでございます。他に6割ぐらい処理が進捗しているところまで来ているわけでありまして、今のペースでいきますと当初の事業の予定期間であった28年、27年までに処理自体はできるはずだったんですが、7～8割の処理の完了に留まってしまうであろうという見込みであります。これは今はかなり処理量が増えてきていますけれども、施設を立ち上げた1年目、2年目あたり、先ほどもいくつか言及がありましたが、作業員の安全確保という面で、特に揮発対策といった部分での追加的な対策が必要になったということでもあります。この監視委員会の会議の中でも、これまでこういった点の説明は長年さしてきていただいているので、有識者の皆様方はじめですね、この後重々ご承知のところかもしれませんが、ここは安全性を最優先して処理を着実に進めてきたというところでありまして、処理が遅れていることについては大変申し訳ない状況であるんですけれども安全性、着実な処理ということで一步一步進めてきた結果であるということをご理解を頂きたいと思っております。今後、さらに今のペースを、さらに処理を進めていく、課題も先ほどありましたPPの入ったコンデンサをどうするか、そういった個別の課題がまだ残っているわけでありまして、処理の推進策について検討をしました。1、2、3と主なものが書いてあります。1つは今の各5事業所それぞれで課題はそれぞれいくつかあるんですが、改造をして処理ができるようになるような改造をしていこうということでもあります。ただライン全体ですんなりと機械を置くのは中々その敷地のスペースの問題もあって難しいわけでありまして、かなり処理が難しい困難なもの、ただ一方他の事業所に持って行くとかなり処理が実は容易にできるということが判明してきています。そういった一部の機器について5事業所の処理の今の地域を超えて事業所相互間で適切に処理を行うということについて検討をしているということで、少し例示を先ほどさせていただきましたが、大阪のPPの入ったコンデンサを豊田で処理する、一方で豊田の特殊コンデンサを大阪でといったようなことを具体的なものを検討をしてい

ます。3番は無害化認定施設のことについてということで、まず微量 PCB を処理する民間の処理施設でありますけれど、これについては先ほどの運転廃棄物の倉庫がいっぱいになっているとこういったような問題がありましたけれども、無害化認定施設で処理できるものは処理をしていこうということでですね、この報告書が出た後で無害化認定処理施設で、③カテゴリーに入るものしか処理ができなかったんですけども、②のカテゴリーにあります低濃度の PCB 廃棄物について無害化認定処理施設の活用というのが②の四角の青いカッコの中の2番目のポツに書いてあるのですが、そういった制度改正を行いまして 1kg あたり 5,000mg 以下の PCB 濃度のものは無害化認定処理施設で処理をしていこうということで制度を改正され、JESCO にも外部の施設の利用が可能となって、既に着手をしているところでございます。続きまして②のカテゴリーですが先ほど申し上げた通り、北九州、北海道でしか現在動いておりません。東京、豊田、大阪のこのエリアの処理の見込みが立っていないという、これは非常に大きな課題として認識をしております。そこをどうにかしてこの3つのエリアで処理体制を確保していく、先ほどの JESCO の由田取締役からもご説明の中にも小型電気機器にもなんとか挑戦していくといった発言がありましたけれども、どうにかしてこの3つのエリアでもこの安定器と汚染物の処理体制の確保ということを早急に検討しなければならないというふうに思っております。微量については JESCO の課題ではないんですけども、微量についてもまだかなりの量が残っているということで民間の施設で処理することが可能になったスキームが平成 21 年度にできまして、いまここで平成 24 年 8 月時点で 7 認定事業者と書いてありますが、今は 10 まで増えております。10 事業者体制でやってみまして、さらに今後認定施設を今も何社かですね、申請が 3 社ぐらいさらに出てきてますので、順次ここは増えていくのだろうと思っております。参考に地元では神戸にある神戸環境クリエイト、尼崎にある関電ジオレが認定をとっているというところであります。ここはさらに認定業者を増やしてやっていきます。この表をそれぞれ種類別に検討をしまして、実は PCB 特別措置法の中では平成 28 年という規定があったんですが、特に実は微量とかは JESCO の方ではやらないのですが、微量の方の処理が始まったばかりで 160 万台ということなのでストックホルム条約の平成 40 年という期限を踏まえて、ぎりぎりのところ 39 年 3 月 31 日までということで、法律の期限自体の延長を既にさせていただいております。実はこの後、国の処理基本計画を変えていこうということをしていかなければならないんでありますけれども、その基本計画の変更にあたっては、先ほどの①、②のカテゴリーにあったような中身をきちんと詰めていくと。その JESCO の事業所間での体制、別の事業所も活用してといったところ、それから安定器についての大阪のエリアを含むこの3地域をどうしていくかということ。それらを踏まえてとにかく各事業所にある程度の処理期間が必要であると。そういったことを国の基本計画を変更をしたいと思います。既に報告書が出てから 1 年以上経ってしまったわけでありまして、検討もかなり終盤に来ているというふうに環境省としても思っております。今後どういった

計画をしていくかといったことをいろんな場で説明しながら、計画変更に繋げていきたいというふうに思っております。ご質問ありましたら是非いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○有門課長（大阪市）

ご質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

○水谷外部有識者

JESCO の処理のときに聞いておくべきだったかもしれないんですけど、PP のものとか大型のものとか、そういう処理しにくいものが残っているような印象がありまして、そうするとこの台数ベースで6~7割までできているんだけど、後半分くらいの時間でできるかなというのでいいのか、あるいは台数ベースでいくと今までよりもペースが落ちてしまう可能性があるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○鈴木課長補佐（環境省）

これは大変重要なお指摘のところございまして、今のペースでいくとこうなるというのはあれですけど、先ほどの報告書の中でもこのペースでいった時プラス処理困難なもの、それから処理のペースが落ちるだろうと。今もまだ事業者がたくさん持っていますので JESCO へも円滑に搬入できています。ただ、廃棄物処理施設というのは保管量が決まっています、たくさんストックができないとなっています。これが処理が進んでいくと順調に入ればいいんですが、例えば台風が発生するか大雨があつて搬入できないとかということがあつて処理ができないで遅れてしまう。そういうことが積み重なっていきますと年間あたりのペースが落ちてくると思います。これに加えて実はその保管場所で漏えいしているものが保管されていると。漏えいがあるものを JESCO に持ってくると作業員の暴露に繋がってしまう。そういったこともあつて保管場所ではちゃんと容器で保管されているんですけど処理するときにそれを開けると、そういったところをどういうふうにやっていくかですね、そういった課題がですね、ご指摘のところ大型のものはやっぱり時間がかかるということがあるので、今のペースでいった場合こうなるけれどもさらに確実に終わるためには何年か、見込んでいく必要があると思っております。そういう計画にしたいと思っております。

○杉本外部有識者

去年変更するという話を伺ったので、今回ぐらいどのように動いているかということが聞けるのかと期待してきましたんですけども、実際に計画の変更はいつぐらいに策定される予定なのかということと、もう一つ、処理の特に弊害になっている、例えば特に大阪と豊田の間で移すとした場合、かなりの対策が必要じゃないんですか。そういうこと

の今の検討状況等を差し支えなければ教えてください。

○鈴木課長補佐（環境省）

なかなかすみません。役所のことなのでいつまでということはいにくい部分があるんですが、先ほど申し上げた通り1年経ってしまっています。課題としてはですね、色々ありますけれども、例えばさっき豊田と大阪でものをやり取りするみたいなどころでは、収集運搬のところでは確かにきちんと検討をしなければいけません、処理自体はですね、今PPとかのようなものを豊田ではきちんとできているので、一方で特殊コンデンサ、特殊な形状のコンデンサは大阪でもきちんとできている、そのやり取りすることで処理上の課題はそんなに無いだろうと。どうやって集めるといった課題はあるんですが、そういう処理上の課題はそれほど多くないと思っています。1番大きいのはですね、②のカテゴリーの今処理の体制がないという、この安定器とこの汚染物というカテゴリーのものなんですが、3エリアが無いわけですね。その報告書の中には、北九州と北海道に処理施設があるわけで、その活用ができないかということも提案には入っています。ただ、やっぱりそうなる地域でものをまずやり取りがあるということなら説明がまだしやすいんですが、一方的にものを受けてもらうということについてのご理解のというところのハードルがやっぱりあるだろうと。そのあたりの検討というところでちょっと時間がかかってしまっています。ただ、それほど長くかけられませんので、もう何年後ということではなくて今年度中とか、少し先になってしまうのかもわかりませんが、なるべく早く計画変更できるようにということで、次回にはもう少し説明できるようにというところで取り組んでまいります。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。他に何かご質問等ございましたら。

○中地外部有識者

PCBの廃棄物の適正処理推進の取り組みということで逆に5事業所をうまく使おうとするとPCB廃棄物の広域移動が問題になると思うんですけど、その辺で交通事故とかですね、安全対策と県道の住民のリスクコミュニケーションみたいなものはどのようにお考えなんですか。

○鈴木課長補佐（環境省）

大変やっぱり重要かと思っています。移動することで搬入量がどれくらいで増えるとかそういったところをきちんと説明していかなければならないと思っています。ただ、実は近畿とか豊田はそういったところきちんとどのくらい増えるとか、懸案をどうするかというところをしっかりとっていく必要があると思っています。他の地域もあるんで

すが、実は北海道とか九州の方は既にですね、北海道は北陸のものまで受け入れていまして非常に広域で既にやっているところがありますので、新たに技術的な課題が湧き出るかというところはないかもしれない。ただ先生がご指摘のように地域の方々にきちんとこういったものもこれから搬入される可能性があるということをご説明をして皆さんの不安があればきちんとそこをご説明していくということは非常に大事だと思っています。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。他にご質問等ございますでしょうか。特に無いようでしたら、ただ今の環境省からのご説明に対する質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。これでご用意しております議題等は以上でございます。最後に全体を通じまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特に無いようございますので、ありがとうございました。司会の方にマイクをお返ししたいと思います。

○中尾係長（司会）

皆様方には長時間の会議、ご意見をいただきありがとうございました。なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整のうえ決めていきたいと思っております。それでは本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。